

「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づく 東京電力の管理・対応状況について

2025年6月6日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

- 当社福島第一原子力発電所では事故以降、廃炉に向けて多くの労働者が作業に従事しており、これらの従事者に対する長期的な健康管理が必要である。
- 厚生労働省では、2011(平成23)年6月に「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」が設置され、2011(平成23)年9月に検討会での報告書が取りまとめられた。
- 本報告書の提案を踏まえ、緊急作業従事者等の健康の保持増進のための措置を、当社をはじめとした事業者が適切かつ有効に実施するための指針として定められた。

※2011(平成23)年10月11日に「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」として制定された後、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第134号）の施行に伴いその一部が改正され（2015(平成27)年8月31日改正）、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」が2016(平成28)年4月1日より適用されている。

本資料は現行の指針に対する管理・対応状況を記載する。

■ 本指針は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」）で定める指定緊急作業等※に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」）が、当該指定緊急作業等や放射線業務に従事するときの**健康の保持増進のための措置が、適切かつ有効に実施**されるよう定めるものである。

- ※①電離則第59条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する緊急作業
②電離則第7条の2第3項に定める特例緊急作業

- 「緊急作業従事者等」のうち、「指定緊急作業等」の期間中に通常の放射線業務の被ばく限度（以下「通常被ばく限度」）を超える線量を被ばくした労働者については、**がん等晩発性の健康障害の発生が懸念**されるとともに、**緊急作業従事者等が抱く健康上の不安を解消**するため、緊急作業従事者等が離職した後を含め、検査等、適切な長期的健康管理を実施。
（労働安全衛生法（以下「法」）第70条の2第1項に基づく）
 - ①緊急作業従事者等を、「指定緊急作業等又は放射線業務（以下「緊急作業等」）に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、緊急作業従事者等の**健康管理**の実施方法の原則を定める。
 - ②緊急作業従事者等が放射線業務から離れた後における適切な長期的健康管理、通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者等に係る**中長期的な線量管理**等が実施されるために必要な措置を定める。
 - ③緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために**国が行う必要な援助**について定める。

1 事業場内の体制の確立

事業場の規模に応じた事業場内管理体制を確立し、健康診断、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導を適切に実施する。

(1) 当社

a. 事業場内管理体制の確立

- ・（安全）衛生委員会、衛生管理者、産業医、保健師等による事業場内管理体制を確立。

b. 健康診断等の適切な実施

- ・ 一般健康診断（法第66条第1項）
- ・ 電離放射線健康診断（電離則第56条）
- ・ 緊急時電離放射線健康診断（電離則第56条の2）
- ・ ストレスチェックおよび面接指導（法第66条の10第1項及び同条第3項）

(2) 協力企業

各社の規模に応じて適切に設置、対応している。

2 がん検診等の実施

緊急作業に従事した間の被ばく線量（実効線量）が、

- (1) 50mSv／年を超えた者に対して、白内障検査（1回／年）を実施
- (2) 100mSvを超える者に対して、がん検診等（1回／年）※1を実施

※1 甲状腺の検査は1回／3～5年

- 白内障検査及びがん検診等について、本指針の対象者に加えて、特定高線量作業に従事した当社社員にも対象を拡大。
- がん検診等については、協力企業の作業者の方々を含めて、実効線量が50mSvを超える方を対象に拡大。
- さらに甲状腺の等価線量が100mSvを超える方に対して、頸部超音波検査を実施。

第2 長期的健康管理のための取組 (3/5)

2 がん検診等の実施

検査名	検査項目	頻度	対象者 (指針)	対象者 (当社が拡大)	
白内障に関する眼の検査	ア. 細隙灯顕微鏡による白内障に関する眼の検査 イ. 水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい	おおむね1回/年	緊急作業期間中の 実効線量が 50mSv/年を超えた者	同左	
甲状腺の検査	ア. 頸部超音波検査 イ. アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、採血による 甲状腺刺激ホルモン (TSH) 遊離トリヨードサイロニン (free T ₃) 及び 遊離サイロキシシン (free T ₄) の検査	ア. 1回/3年~5年 ⇒当社は1回/3年	緊急作業期間中の 実効線量が 100mSvを超える者	緊急作業期間中の 実効線量が 50mSvを超え 100mSv以下の者 あるいは 甲状腺の等価線量が 100mSvを超える者	
胃がん検診	ア. 胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査 (どちらを受診するかは本人の選択による) イ. ヘリコバクター・ピロリ抗体検査	ア. 1回/年 イ. 1回/各人		緊急作業期間中の 実効線量が 100mSvを超える者	緊急作業期間中の 実効線量が 50mSvを超え 100mSv以下の者
肺がん検診	ア. 胸部エックス線検査 イ. 喫煙者には、喀痰細胞診 ⇒当社は「喫煙・非喫煙」を問わず実施 ウ. アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、胸部CT検査	ア. 1回/年 イ. 1回/年 ウ. 喫煙者は1回/年 非喫煙者は1回/3年程度 ⇒当社は「喫煙・非喫煙」、「頻度」 を問わず、医師の判断により実施			
大腸がん検診	ア. 便潜血検査 イ. アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、大腸内視鏡	ア. 1回/年 イ. 1回/10年程度 ⇒当社は「頻度」を問わず、医師の 判断により実施			
その他検査	ア. 肝炎検査(HBs抗原、HCV抗体) イ. 腎機能検査(尿素窒素、クレアチニン、尿酸)、血清電解質検査(Na、K、Cl、Ca、P)	ア. 1回/各人 イ. 1回/年			

3 保健指導等

緊急作業従事者等に対して、保健指導等を実施する。

(1) 保健指導

- 健康診断受診結果に基づき実施。
- 協力企業については、作業員が法令に基づく健康診断を受診していること、医師により就業可の判定を受けていることを確認。

(2) 健康相談

- 東京電力HD本社に「長期健康管理相談窓口」を開設。
- 電話あるいはメールによる相談（メンタルヘルスサポートを含む）を受付中。受付内容に応じ、専門医と連携し、面談実施等を調整。

4 ストレスチェックの実施

緊急性の高い作業に従事することによる精神面への影響を踏まえ、労働者が50人未満の事業場であっても、ストレスチェックを実施すること。

- 全社員を対象としたストレスチェックを年1回実施。
- 高ストレスと判定された社員に対して面接指導を実施。

5 個人情報保護

- 各種健康診断結果、保健指導ならびにストレスチェック結果は「要配慮個人情報」として適切な取り扱いを実施。

第3 通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者等に係る中長期的な線量管理 (1/2)

1 事故発生時を含む線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理

事故発生時を含む5年間の線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理については、残余の線量（生涯線量である1 Svからこれまでの累積線量を減じたもの）を残余の就労期間で除することによって得られる値を5倍することにより、5年あたりの被ばく限度を緊急作業従事者等ごとに個別に設定する。

- 法令要求である100mSv/5年を超えないよう、下段の算出式から計算した被ばく限度を個別に設定し、緊急作業従事者の被ばく限度を「個人線量管理システム」により管理。

■線量管理期間（5年間ごと）



■5年あたりの被ばく限度の算出式

$$\frac{1000 \text{ mSv} - \text{対象線量管理期間の前年度末までの累積線量}}{68 \text{ 歳} - \text{対象線量管理期間の開始時点の年齢}} \times 5 \text{ 年}$$

例1)

対象線量管理期間	2021~2025年度
前年度末までの累積線量	500 mSv
2021/4/1時点の年齢	52 歳

$$\frac{1000 \text{ mSv} - 500 \text{ mSv}}{68 \text{ 歳} - 52 \text{ 歳}} \times 5 \text{ 年} \approx 155 \text{ mSv} > 100 \text{ mSv}$$

→ **100mSv/5年**で管理

例2)

対象線量管理期間	2021~2025年度
前年度末までの累積線量	400 mSv
2021/4/1時点の年齢	36 歳

$$\frac{1000 \text{ mSv} - 400 \text{ mSv}}{68 \text{ 歳} - 36 \text{ 歳}} \times 5 \text{ 年} \approx 90 \text{ mSv} < 100 \text{ mSv}$$

→ **90mSv/5年**で管理

第3 通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者等に係る中長期的な線量管理 (2/2)

10

2 事故発生時を含む線量管理期間内での通常被ばく適用作業での放射線管理

事故発生時を含む線量管理期間内に緊急被ばく線量と通常被ばく線量を合算した線量が通常被ばく限度である5年100mSvを超える緊急作業従事者等について、原子力施設の安全な運転等を担保するために必要不可欠な要員に限り、追加的に、年間5 mSvを超えない範囲で通常の放射線業務に従事させることができる。

■ 当社及び協力企業の運用

- 今後、福島第一原子力発電所事故と同様な事故が発生し、事故が発生した線量管理期間内の被ばく線量が100mSvを超える緊急作業者を対象に、事故が発生した線量管理期間内において、年間5 mSvを超えない範囲で通常の放射線業務に従事することができるよう、「個人線量管理システム」による管理体制を整備。

■ 2011(2011年3月を含む)～2015年度において被ばく線量が100mSvを超えた緊急作業従事者への対応 (福島第一原子力発電所の場合)

- 被ばく線量が100mSvを超えていることが判明した緊急作業従事者は、厚生労働省の指導 (平成23年4月28日基発0428第1号) に基づき、放射線業務従事者の解除を実施。
- 2016年度以降、本人の希望がある場合には、「1 事故発生時を含む線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理」にある被ばく限度を設定し、放射線業務に再従事。

1 データベースの整備等

緊急作業従事者等を緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者は、健康診断結果や、線量等管理実施状況報告書等を国に報告する。

緊急作業従事者等が転職後に新たに放射線業務に従事する場合も同様。

(1) 国への報告（電離放射線障害防止規則第59条の2の規定に基づく）

以下の「ア」、「イ」について報告している。

ア. 健康診断結果

- ①電離放射線健康診断結果（電離則第57条の規定による）
- ②緊急時電離放射線健康診断結果（電離則第57条の2の規定による）
- ③一般健康診断結果（労働安全衛生規則第44条及び第45条の規定による）
- ④臨時健康診断結果（労働安全衛生法第66条第4項の規定による）

イ. 「線量等管理実施状況報告書」

- ①氏名、住所、所属事業場名等
- ②緊急作業に従事していた間の被ばく線量、緊急作業に従事する以前及び緊急作業に従事した後に放射線業務による被ばく線量等

(2) 健診結果の国への報告における緊急作業従事者からの同意取得

各健康診断実施時に意思確認を行い、同意者のみの結果を国に報告。

2 緊急作業従事者等に対する国が設置するデータベースへの登録証送付

緊急作業従事者等には、国が設置するデータベースへの登録証が送付され、国の支援窓口に登録証を提示することにより、被ばく線量や健康診断結果等の記録の写しを受け取ることができる。

3 「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」の交付

特定緊急作業従事者（緊急作業における被ばく線量が50mSvを超える者）は、被ばく線量等が記載された手帳の交付を受け取ることができる。

→ 国が主導して対応を実施

4 緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置

新たに放射線業務に就かせようとした労働者が緊急作業従事者等に該当する場合、事業者は下記を実施する。

- (1) 健康診断結果等の国への報告
- (2) 指定緊急作業等時の被ばく線量に応じた、がん検診等

また、特定緊急作業従事者等^{※1}の同意を得たうえで、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」記載の健康診断結果等を保健指導または健康相談に活用する。

※1 緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が、
①50mSv/年を超えた者、②100mSvを超える者 で指針に掲げる検査を実施した者

- 緊急作業従事者等を新たに放射線業務に従事させる場合の措置を本指針にもとづき実施。

1 がん検診等の受診勧奨

緊急作業従事者等に対する、がん検診等の受診勧奨

特定緊急作業従事者等のうち、緊急作業等に従事する者については、事業者を通じ、それ以外の者については、直接、おおむね1年ごとに1回、第2の2に定める被ばく線量に応じ、がん検診等の受診を勧奨する通知をする。

- 当社は、本指針の対象者及び当社が拡大した対象者に対して、電子メールや郵送によりがん検診等の受診案内を通知（1回／年※）。
- ※頸部超音波検査は1回／3年。

2 国による保健指導等の実施

支援窓口での、緊急作業従事者等に対する健康相談や保健指導

3 特定緊急作業従事者等への援助等

第2の2に該当する緊急作業従事者等に対する、検査の費用の全部または一部の援助

4 (前述の) 1から3までに掲げるもののほか、特定緊急作業従事者等の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るために必要と認められる援助等を行うことができる。

→ 国が主導して対応を実施